十七　第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2～4　［略］

第二十二条～第二十三条　［略］

第二十四条　外為令別表の十二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第十一条第一号の二、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号ヘ若しくはトに該当するものの設計又は製造に必要な技術

二・三　［略］

2　外為令別表の一二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第一号の二、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3　［略］

第二十五条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ～ニ　［略］

ホ　固相接合法を用いて翼部とディスク部を接合したもの

ヘ　削除

ト～ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］

換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八条第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

十七　プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号ヘに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八条第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

2～4　［略］

第二十二条～第二十三条　［略］

第二十四条　外為令別表の十二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第十一条第一号ロ、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号ヘ若しくはトに該当するものの設計又は製造に必要な技術

二・三　［略］

2　外為令別表の一二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3　［略］

第二十五条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ～ニ　［略］

ホ　固相接合法を用いてタービンブレードの翼部とディスク部を接合したもの

ヘ　第十八条第四項に該当する拡散接合法を用いたもの

ト～ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］